



鳥取県公報

平成 23 年 8 月 12 日 (金)
第 8 3 1 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の休止の届出 (465) (福祉保健課)・・・2 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (466) (景観まちづくり課)・・・2 保安林の指定の解除 (467) (森林・林業総室)・・・3 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (468) (東部総合事務所県民局)・・・3 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (469) (中部総合事務所福祉保健局)・・・4 土地改良区の役員の就退任 (470) (中部総合事務所農林局)・・・4 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (2件) (471・472) (西部総合事務所県民局)・・・5
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (15) (教育総務課)・・・6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課)・・・6

告 示

鳥取県告示第465号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を休止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年8月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	休止年月日
社会福祉法人あすなる会	鳥取市川端四丁目115	鳥取湖南ホームヘルパーステーション	鳥取市松原253-1	平成23年5月1日
〃	〃	高草あすなるホームヘルパーステーション	鳥取市大柵330	〃

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	休止年月日
社会福祉法人あすなる会	鳥取市川端四丁目115	鳥取湖南ホームヘルパーステーション	鳥取市松原253-1	平成23年5月1日
〃	〃	高草あすなるホームヘルパーステーション	鳥取市大柵330	〃

鳥取県告示第466号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、境港市境港西工業団地土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年8月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 事業施行期間

変更前 平成8年7月30日から平成27年3月31日まで

変更後 平成8年7月30日から平成25年3月31日まで

2 施行地区

境港市西工業団地及び渡町の各一部

3 事務所の所在地

境港市上道町3000

4 設立認可の年月日

平成8年7月26日

5 変更認可の年月日

平成23年8月4日

鳥取県告示第467号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成23年8月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市浜坂字伴山1325の3・八丁目1326の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第468号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成23年10月3日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年8月12日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

- 1 申請のあった年月日
平成23年8月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人とっとりフィルムコミッション
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
清水 増夫
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市吉方温泉三丁目701
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、映画が文化的な意味を持つことを重視し、映画等のロケーション支援、映画祭、出前映画上映会等の事業を行い、多くの人々がロケ撮影、映画鑑賞会等に協力・支援・参加するとともに、映画関係者と交流し、映画を通して文化振興を図る。また、ロケ撮影による観光振興、経済効果を促し、地域の活性化に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
総会及び理事会の権能

鳥取県告示第469号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年8月12日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
鳥取部品株式会社	東伯郡琴浦町大字赤碕276-3	さわやか	東伯郡琴浦町大字赤碕236-2	居宅介護、重度訪問介護	平成23年6月21日

鳥取県告示第470号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり天神野土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年8月12日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事	藤 井 貞 美	倉吉市志津720-1
〃	杉 原 義 人	倉吉市鴨河内2110
〃	衣 笠 義 人	倉吉市鴨河内2623-1
〃	田 中 秀 人	倉吉市上古川639-2
〃	野 儀 知 幸	倉吉市福山270
〃	西 浦 成 路	倉吉市小鴨1332-1
〃	福 田 敏 光	倉吉市小鴨1324-18
〃	山 脇 優	倉吉市三江168
〃	大 谷 忠 正	倉吉市関金町堀3262-5
〃	日 野 博 明	倉吉市関金町泰久寺609
〃	福 光 達 実	倉吉市関金町松河原1147
〃	荒 金 好 明	倉吉市関金町大鳥居1076-2
〃	山 崎 重 三	倉吉市関金町安歩843-9
監 事	日 野 貴 友	倉吉市関金町泰久寺692
〃	山 本 正 直	倉吉市北野642
〃	栗 原 敏 彦	倉吉市鴨河内1637

平成23年7月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	藤 井 貞 美	倉吉市志津720-1
〃	杉 原 義 人	倉吉市鴨河内2110
〃	衣 笠 義 人	倉吉市鴨河内2623-1

〃	野 儀 知 幸	倉吉市福山270
〃	西 浦 成 路	倉吉市小鴨1332-1
〃	大 谷 忠 正	倉吉市関金町堀3262-5
〃	荒 金 好 明	倉吉市関金町大鳥居1076-2
〃	石 原 泉	倉吉市関金町泰久寺691
〃	本高屋 清	倉吉市関金町松河原11-6
〃	池 本 隆 司	倉吉市関金町安歩545
〃	山 根 明	倉吉市石塚383-7
〃	松 本 幸 男	倉吉市三江492
〃	前 田 一 昭	倉吉市小鴨1390-2
監 事	山 本 正 直	倉吉市北野642
〃	栗 原 敏 彦	倉吉市鴨河内1637
〃	山 本 守 夫	倉吉市関金町松河原93-1

平成23年8月1日就任 任期3年

鳥取県告示第471号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年9月29日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年8月12日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日
平成23年7月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人幸伸
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
西村 偉
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市中島二丁目996
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障がい者及びその家族に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等を行い、障がい者の自立支援と地域社会の福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第472号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年9月29日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年8月12日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日
平成23年7月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ガイナファーム
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
濱屋 俊
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市米原五丁目5-9
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障がい者や地域住民等に対して、障がい者の自立支援及び社会参加支援として、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業、農作物栽培、販売などを行うほか、各種教室を開催する事業を行い、地域の障がい者福祉の増進と地域の活性化に寄与することを目的とする。

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第15号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成23年8月12日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

- 1 日時 平成23年8月16日（火）午前10時30分～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について
 - (2) その他

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年8月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
 - (1) 調達案件の名称及び数量
トリピーネット端末機器等賃貸借及び保守業務 一式
 - ア 借入物品 ノート型コンピュータ 1,003台
 - A 3対応型レーザープリンタ 102台
 - A 4対応型レーザープリンタ 37台

ADサーバ	13台
セキュリティサーバ	4台

イ 購入物品 ソフトウェア 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期間

ア 借入物品及び購入物品の納入期限

平成23年12月20日（火）

イ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

平成24年1月1日から平成28年12月31日までとする。ただし、平成24年度以降において、この公告に示した借入物品等に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(5) 入札方法

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)イの期間（60月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ア 調達案件に係る機器設定及び搬入設置に要する費用

イ (1)アの物品に係る(4)イの期間における賃貸借料（賃貸借期間終了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。）及び保守料の総額

ウ (1)イの物品の価額

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が事務用機器のパソコン類及び複写機・印刷機に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年8月29日（月）午後5時までに4(2)の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を1(4)アの納入期限までに1(3)の履行場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成23年8月12日（金）から同年9月22日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成23年8月12日(金)から同月25日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成23年9月22日(木)午後2時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月21日(水)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4(1)の場所に平成23年9月8日(木)午後5時までに提出し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額に12月を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に12月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

- A notebook type computer, 1,003
- A laser beam printer for A3, 102
- A laser beam printer for A4, 37
- AD-server, 13
- security-server, 4

Nature and quantity of the product to be purchased:

- Software, 1set

(2) September 8, 2011 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) September 22, 2011 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders

September 21, 2011 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1

-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8520 Japan

TEL 0857-23-0110